

# 江東西あおいろ会報

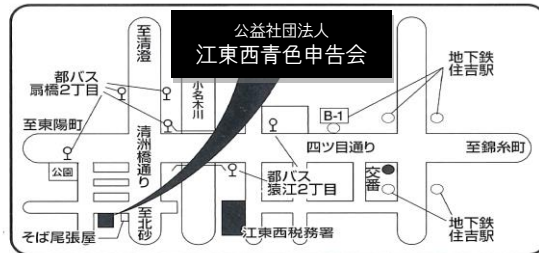
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiairo.jp/>



## 確定申告期限の延長に伴い、 振替納税日も延長されました。

所得税：令和3年5月31日（月）消費税：令和3年5月24日（月）

## 新型コロナウイルスの影響により 国税の納付が困難な方へ

### 猶予制度があります！！

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

#### 要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6ヶ月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

#### 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。  
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

## 各会議・行事のご報告

2月

8(月)広報出陣式  
16(火)確定申告開始

3月

1(月)三役会  
16(火)創立記念日  
22(月)理事会



## これからの予定

4月

9(金)会計報告会  
14(水)三役監事合同会議  
21(水)理事会

## 事務局からのお知らせ

### 【決算申告相談会】

電子申告送信件数は3月12日現在で1,119件(所得税1,109件・消費税10件)、送信しました。また、今回の代理送信では7日間延べ13名の東京税理士会江東西支部の先生方にご支援ご協力いただきました。深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告期限・納付期限について延長され、体調不良の方や持病がある方などにつきましては、3月17日以降も対応いたしました。ほとんどの会員の方が例年通りのご予約をいただきましたので、順調に対応することができました。

### 【確定申告広報出陣式】

2月8日、e-taxの利用推進・早期申告書提出・振替納税の利用等の広報について、江東西税務署から協力依頼状を頂戴し、江東西・江東東納税貯蓄組合連合会、江東西・江東東青色申告会の4団体が協力し、広報車巡回活動を実施いたしました。

確定申告期の運営に多大なるご協力をいただきました江東西税務署、東京税理士会江東西支部の先生方、広報車巡回などの活動を支えてくださいました役員の皆様方に紙面をお借りいたしました。深く感謝申し上げます。

### 【個人住民税の申告期限について】

江東区の個人住民税の申告期限は4月15日まで延長されました。江東区以外にお住まいの方は各自自治体のホームページを確認してください。

## 固定資産税・都市計画税の

## 軽減措置について

東京都主税局から、固定資産税等の軽減措置の継続について令和3年度も継続することが発表されました。会員の皆様の継続要望運動に対するご協力で御礼を申し上げます。

概要につきましては、東京都主税局HPをご覧ください。

### 都税に係る軽減措置の継続について

以下の措置について、次のとおり継続することとなりましたので、お知らせします。

#### 1 固定資産税等の軽減措置

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置  
(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置

(4) 税額が前年度の1.1倍を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

#### 2 NEV導入促進税制

3 民有地を活用した保育所等整備促進税制

▽1(1)から(3)は、令和3年度も継続します。

- ▽1(4)は、令和5年度まで継続します。なお、令和3年度に限り、「前年度の1.1倍」は「前年度の1.0倍」となります。
- ▽2は、適用期限を令和7年度末まで5年延長します。
- ▽3は、適用期限を令和4年度末まで2年延長します。

## 消費税の総額表示について

令和3年4月1日より、税込価格の表示

(総額表示)が必要になります！

- ★事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- ★店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告などどのような表示媒体でも、対象となります。

詳しくは最終ページ「財務省HP」消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」をご覧ください。

## 一時支援金について

「緊急事態宣言」の影響緩和に係る

一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言」の影響緩和に係る一時支援金(一時支援金)が給付されます。

### 給付対象

★緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等により、直接的に影響を受けていること

★2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

### 申請受付期間

2021年3月8日(月)～5月31日(月)

### 給付対象のポイント

- ① 給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ② 本制度における「宣言地域」には、一度発令された緊急事態宣言が解除された地域も含まれます。
- ③ 売上が50%以上減少していること、又は、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- ④ 地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協働金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
- ⑤ 一時支援金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で給付します。

当会では4月16日より事前確認を行います。ご予約の上「来会ください」。

詳しくは [経済産業省](#) で検索

## 青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。

令和3年1月1日～2月28日

- ・入院見舞金・・・7件
- ・弔慰金・・・1件

## 青色共済

会員だけの共済制度ですから安心です！

月額1,000円で入院見舞金・弔慰金と幅広い保障！

<加入資格>

- ・加入時現在、業務に従事している東京都内の青色申告会員、専従者、従業員
- ・2021年5月1日現在の年齢が14歳6ヶ月超、65歳6ヶ月以下の方がご加入いただけます。

\*\*\* 制度改正のお知らせ \*\*\*

2020年5月以降に入院された場合、入院見舞金が1日目から給付されます！！

※新型コロナウイルス感染症での特別措置で保健所又は医師の指示により自宅又は宿泊施設等で療養された場合にも給付対象となる場合があります。

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の時価・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》 価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能**です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》 価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。